



市政・選挙



1. 出版物による広報
2. テレビ・ラジオによる広報
3. ウェブサイト等による広報
4. 市会の構成
5. 本会議の傍聴
6. 委員会の傍聴
7. 市会への請願などの提出
8. 選挙人名簿と在外選挙人名簿
9. 選挙のご案内
10. 期日前投票、不在者投票
11. 選挙に関するお問い合わせ

1. 出版物による広報

☎ 市長室広報課 ☎ 972-3134 FAX 972-4126

★広報なごや

施策・行催事・暮らしの情報などを市民の皆さまへお届けするため、毎月1日～10日に市内全戸に配布しています。市内共通の情報と、お住まいの区の情報に掲載しています。配布についてはお住まいの区の区役所総務課にお問い合わせください。

★市勢要覧なごやマイタウン

まちの魅力や市の施策を写真・データを交えて紹介しています。外国の方にもご覧いただけるよう、英語も併記されています。

2. テレビ・ラジオによる広報

☎ 市長室広報課 ☎ 972-3134 FAX 972-4126

★テレビ・ラジオ

施策・お出掛け・イベントの案内・暮らしの情報などを、テレビやラジオの番組を通してお伝えしています。放送局・放送時間は年度毎に変更される事がありますので、「名古屋公式ウェブサイト」でご確認ください。

・テレビ

- 市政広報番組…原則毎月放送、月1～5本予定
- 特別番組…年1回程度

・ラジオ

- AM局…週3回程度 3分程度
- FM局…週2回程度 3分程度

3. ウェブサイト等による広報

★ウェブサイト

☎ 市長室広報課 ☎ 972-4804 FAX 972-4126

市の施策・事業を迅速に利用者にお伝えするため、名古屋市公式ウェブサイトを開設し、暮らしの情報、観光・イベント情報、市政情報、事業向け情報など分野別にわかりやすく内容を整理し提供を行っています。名古屋市公式ウェブサイトのアドレスは、次のとおりです。

<https://www.city.nagoya.jp/>

★市政出前トーク

☎ 市長室広報課 ☎ 972-3132 FAX 972-4126

あらかじめ設定した市の事業、施策などのテーマについて、事業を担当する職員が皆さんのところへお伺いして説明します。

★広報なごや市会だより

☎ 市会事務局調査課 ☎ 972-2094 FAX 972-4100

名古屋市の議会を名古屋市会といいます。名古屋市会では市会の活動を市民にお知らせするため、「広報なごや市会だより」を発行し、市内の全世帯に配布しています。また、目の不自由な方のため、点字版・音声版を発行しています。

★地域 SNS

☎ スポーツ市民局地域振興課

☎ 972-3129 FAX 972-4458

地域 SNS「ピアッザ」で市政情報（災害情報・イベント情報）を発信しています。旬な情報がチェックできます！ご近所同士の地域に密着した情報のやりとりも可能です。詳しくはこちらから→



★市民情報センター

☎ スポーツ市民局市政情報課

☎ 972-3152 FAX 972-4127

市民情報センター（市役所西庁舎1階）では、5つのコーナーを設けています。

利用時間 午前8時45分～午後5時

（行政文書公開請求、保有個人情報開示請求等は、正午～午後1時を除く。）

①情報コーナー

市政情報の案内をするほか、行政文書の公開請求や保有個人情報の開示・訂正等の請求の受付を行っています。そのためセンターには行政文書検索目録と個人情報ファイル簿を備えています。

保有個人情報の開示請求等には、運転免許証など、本人であることが確認できる書類が必要です。

②閲覧コーナー

市政図書を中心に行政資料、統計資料、郷土資料や記者クラブ発表資料等が閲覧できます。

③展示・配布コーナー

キャンペーンや各種イベントのパンフレットやチラシ類を自由にお取りいただけます。

④視聴覚コーナー

名古屋市公式ウェブサイトや名古屋市例規類集等が閲覧できます。

⑤刊行物販売コーナー

統計資料・文化財調査報告などの刊行物を販売しています。

4. 市会の構成

市議会（慣例により市会と呼ばれています）は、16の選挙区ごとに市民が直接行う選挙により選出される議員で構成されています。

市会は、条例の制定や改廃、予算の決定や決算の認定など、市の重要な事項について市の意思を決定する機関です。市会には定期的に招集される定例会（2月、6月、9月、11月）と、必要のある場合に招集される臨時会とがあります。

★区別議員定数

千種区	5人	東区	3人
北区	5人	西区	4人
中村区	4人	中区	3人
昭和区	3人	瑞穂区	3人
熱田区	2人	中川区	6人
港区	4人	南区	4人
守山区	5人	緑区	7人
名東区	5人	天白区	5人

合計

68人



「名古屋おしえてダイヤル」

052-953-7584

Qはいつでもみんななごやし

朝8時～夜9時

年中無休

※おかけ間違いのないようお願いします。



市政・選挙

5. 本会議の傍聴

☎ 市会事務局総務課 ☎972-2083 FAX 972-4100

市会の本会議は、誰でも傍聴人規則に従い、傍聴することができます。

一般傍聴席は 356 席（車いす 6 席分を含む）で、傍聴を希望される方は、本会議の当日、市役所本庁舎 3 階又は議場東側の傍聴受付で傍聴券交付申請書に記入のうえ、傍聴券を受け取り入場してください。傍聴の受付は、開会予定時刻の 30 分前から開始いたします。

6. 委員会の傍聴

☎ 市会事務局議事課 ☎972-2090 FAX 972-4100

市会の委員会は、誰でも委員会傍聴人規則に従い、傍聴することができます。

一般傍聴席は各委員会室に 10 席（議会運営委員会室は 7 席）で、委員会の開会予定時刻の 1 時間前から、市役所東庁舎 2 階の市会事務局議事課で、申請を受け付けています。

7. 市会への請願などの提出

☎ 市会事務局調査課 ☎972-2095 FAX 972-4100

市の行うべき職務等について意見を述べ、希望を表明する請願を市会に対して行う場合は、議員の紹介を得て、議長あてに請願書を提出することになっています。

陳情を行う場合は、議員の紹介を要せず、また、手続きに若干の差異が設けられていますが、請願と同様、議長あてに陳情書を提出することになっています。

請願書例

表紙	本文
□□□□□□□□□□□□ □□□□□を求める請願書 紹介議員（自署または記名押印） ○○ ○○	請願事項 □□□□□□□□□□□□ 理由 □□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□ 年 月 日 名古屋市長 ○○ ○○ 請願人住所 氏名（自署または記名押印） ○○ ○○

8. 選挙人名簿と在外選挙人名簿

★選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権を有する方を登録しておくための公簿で、一度登録されると、死亡したり、他の市町村へ転出するなど、選挙資格に異動のない限り永久に登録されます。

実際に投票するためには、選挙権があるだけでなく、この選挙人名簿に登録されていることが必要です。

区の選挙管理委員会では、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の 4 回（定時登録）と、選挙が行われるごと（選挙時登録）に、住民基本台帳の記録に基づいて資格を有する方を登録します。登録手続きは必要ありません。

例えば、6 月に登録される方は、6 月 1 日現在その区に住んでいる満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている方、または、6 月 1 日現在その区から他の市町村へ転出した満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 か月以上、本市の住民基本台帳に記録されていた方で転出した日から 4 か月を経過していない方です。

★在外選挙人名簿

在外選挙人名簿は、国外に居住し、選挙権を有する方からの申請に基づき登録を行う公簿で、一度登録されると在外選挙資格に異動のない限り永久に登録されます。

登録の申請は、出国先の在外公館において行う（在外公館申請）か、国外への転出届を提出する際に区の選挙管理委員会に対して行う（出国時申請）ことができます。

在外選挙人名簿に登録されることにより、衆議院及び参議院選挙、国民審査について投票することができます。

9. 選挙のご案内

選挙の案内方法は各自治体によってまちまちですが、本市では、広報紙を利用するほかに、投票日や投票所を案内するため『選挙のお知らせ』（ハガキ大の通知）を選挙のつど、有権者のみなさんにお届けしています。ご自分の投票所がどこなのかを、この『選挙のお知らせ』でよく確かめて投票にお出かけください。

この『選挙のお知らせ』は投票所に持参していただく手続きが早く済みます。なお、『選挙のお知らせ』をお持ちでなくても投票はできますので、投票にお出かけください。

10. 期日前投票、不在者投票

★期日前投票

・期日前投票の期間

選挙期日（投票日）の公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までの、土曜日・日曜日・祝日を含む毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで投票できます。

最終日に近づくにつれて投票者が増える傾向にありますので、投票の受付までにお時間がかかる場合があります。

・期日前投票ができる場合

投票日の当日に、仕事や学業、介護、旅行などの予定がある場合、病気やけが、出産などで歩行が困難な場合、悪天候で投票所への到達が困難な場合など、一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

・期日前投票の手続き

「選挙のお知らせ」裏面の宣誓書に必要事項をご記入のうえ、選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所（区役所内または支所内等）の受付に提出してください。なお、「選挙のお知らせ」をお持ちでなくても期日前投票所に備え付けてある用紙にご記入いただくことで投票できます。

その他の手続きは基本的に投票日の投票所における手続きと同じです。

★不在者投票

・一般の不在者投票

投票日の当日に、前述の期日前投票の事由に該当する方で、次のような場合には不在者投票をすることができます。

①出張先や滞在先の市区町村選挙管理委員会投票する場合
選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に対して、マイナンバーカードを利用したオンライン請求、もしくは郵送または持参により投票用紙を請求し、投票用紙を郵送で受け取る必要があります。ご利用の場合は、お早めにお手続きください。

②指定施設（不在者投票ができる病院、老人ホーム等）で投票する場合

入院・入所中の施設にお申し出ください。

・郵便等投票（在宅投票）

身体障害者手帳等をお持ちで特定の重度障害のある方または介護保険被保険者証が「要介護 5」の方は、「郵便等投票（在宅投票）」の制度があります。

また、郵便等投票の対象者で、上肢・視覚の重度障害のある方は代理記載制度もあります。

郵便等投票には『郵便等投票証明書』が必要ですので、あらかじめ選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会におたずねください。

11. 選挙に関するお問い合わせ

各区選挙管理委員会の連絡先は、二次元コードからご確認ください。

